

佐調発第 45 号  
平成 24 年 6 月 21 日

会員 各位

佐賀県土地家屋調査士会  
会 長 小宮 清隆

### 農地の地目変更登記申請について（お願い）

農地転用を目的とする地目変更登記申請は、農業委員会の発行する農地転用許可証を添付すれば、法務局に登記申請をすることが出来ますが、佐賀県農林部から農地転用許可制度の適正な執行及びトラブル防止のため、転用完了証明書を添付して下さるよう佐賀地方法務局に協力依頼がっております。

よって、佐賀地方法務局から本会に、農地の地目変更登記申請をする場合には、出来れば転用完了証明書も添付してもらいたい旨のお話がありました。

この趣旨をふまえ、転用完了証明書を添付するよう指導されている農地から雑種地、山林への地目変更以外についても、出来るだけ添付して頂くようご協力をお願い致します。

以上。